

2020（令和2）年度 東北大学法科大学院入学試験（追加募集）
試験科目：民事法（民事訴訟法）

問題

以下の1～3の小問につき、答えなさい。

- 1 証明責任とは何か。また、証明責任の分配とは何であるか。説明しなさい。
- 2 原告Xは、20年前に甲地及び甲地上の乙建物を占有するに至り、それ以来、甲地・乙建物の所有者として占有・居住している。ところが、20年を経過した直後、被告Yより、「甲地・乙建物の所有者はXではなくYである」として、立退きを求められた。そこで、Xは、20年の取得時効により甲地・乙建物の所有権を取得したとして、Yを相手取り、所有権確認訴訟を提起した。
この訴訟で、Xは、民法186条2項による法律上の事実推定を主張した。Xが、20年前の占有の事実と現在の占有の事実とを、同条2項にいう「前後の両時点において占有をした証拠」として立証したとき、Yが証明しなければならないのは、どのような事実であるか。説明しなさい。
- 3 原告Xは、被告Yを相手取って、Xの所有であり、かつ、Xの登記名義である甲建物をYが無断で占有しているとして、甲建物の明渡請求訴訟を提起した。Yは、X主張の請求原因事実をすべて争ったが、抗弁事実は主張しなかった。裁判所は、Xの請求原因事実をすべて認定したものの、「毎月末にXがYのところに訪れて、家賃を集金していた。」との証人Aの証言に基づき、Yは、占有を正当化する賃借権を有しているとの事実認定をして、Xの請求を棄却した。この裁判所の判断の問題点について、説明しなさい。